

東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則                      (教授会)                      第7条 (略)                      7 教授会は、定期に開催し、会議の議案をあらかじめ通知しなければならない。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。</p>	<p>本則                      (教授会)                      第7条 (略)                      7 教授会は、<u>原則として年4回</u>定期に開催し、会議の議案をあらかじめ通知しなければならない。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。</p>	

附 則 (令和元年11月1日生規則第1号)  
 この規則は、令和元年11月1日から施行する。